

船橋隨庵著作（其の四）

—船橋隨庵治水土木とその理論と実践—

はじめに

船橋隨庵の著作（治水土木論）について、三回に涉つて紹介してきたが、今回は既発表の分を含め不満足な点が多々残るが一応まとめてることにした。隨庵の著書には長短文の論文並びに意見書等を含めると百巻近くがある。今迄に発表させて頂いたものは、比較的短文の論説が殆どである。これらの論説について自分なりに分類してみると、一つは関宿藩領内に於ける内水（湛水）による水腐れ被害を受け易い低湿地の改良政策と、その実践活動である。その二として、主として維新以後に於ける、新政府（明治政府）に対する、利根川の水害防御に対する意見書である。

一つについては既に述べた如く、関宿用水論、鶴戸沼周辺の墾開及び岩井の堀樋工事、市之谷沼周辺低湿地の用悪水に関する工事（染谷川の開削工事）等を挙げることが出来る。藩領内の三大用悪水工事と言うことが出来る。然し鶴戸沼や市之谷沼の干拓工事が、完了したのは昭和に入つてからである。

今回は利根川を中心にしての「水行直之論」を次に掲載し、隨庵の利根川に対する治水土木論を改めていただければ幸甚である。

水行直之論（読ミ下シ句讀点等は筆者記す）

天保二（一八三二）卯年中水行直之御主意を以て、水開新田其の外、反高場等、竹木伐払い葭・茅・真菰類刈り払い、搔上小堤、家作地形築立まで取り払ひ候様仰せ渡され候訳、略承り及び候に、常陸川（現在利根川）下筋、平水の流れは至つて寛く候処、湖水へ打続き候近き処を、綱代・龜朶巻と唱へ、川筋へ竹木打ち立て、枝付雜木を沈め、ひとまとめになして、魚の住家を設け、漁猟いたし候者、追々夥しく相成り水行を妨げ候に付き、是れを制業ある可き事

林

保

に候処、此の場所一円水戸領にて、殊に右の粗朶巻き一まとめに付き、何程と申す運上を相納めさせ、水戸より年来許しこれ有る故、御役人方も流石に水戸にて彼是といなみも之有るに付き、水行直之御主意と申す儀を唱え、川上より川下に至り、堤外流作地の竹木・搔上堤等、水開きに差し障り候もの都而伐払い、取払い候様、川縁り村々へ仰せ渡され候事の由、畢竟是は水戸領粗朶巻きの魚棲を禁じ候為の主意第一に候て、内実これを取り払い候後は、川上の儀差して御構いこれ無しとし御含みたりし由（但シ川下霞ヶ浦・北浦の大湖中において、土俵へ真菰を植え水底へ流し置き候へば、忽ち其の真菰茂り申し候、然る處へ川上より塵芥は流れ來り、其の真菰へ止り一叢し水支えと相成り、是れへ土砂を押止めイゴミを置き、自然と地所出来終に一・二畝の島となり、追々そだち一・二反或は二・三反に及び申し候。是を新に開発致し、無年貢の田地を開き候由、此の地所大湖中に数多く出来、是れ又水行の妨げを相成り申し候間、此の一事は彼の粗朶巻きを禁じ候得ば、水行必定宜く相成候旨總州香取郡佐原村の名主某、御勘定某へ申し立て候処、至極尤の旨聞受これ有り、水行直之御主意始り候由）

前文内含之訳は表へ顯れ候儀にもこれ無く、況んや其の主意始めて、触れ出で取り計られ候、御勘定某は死去、其外の御役人方は替り候故、一草一木に至る迄悉く伐り払い、聊の雪水除け迄も連綿用捨無く取り払い候嚴法に相成り候由、然る処右水行直し以来川床平均五・六尺も高く相成り、何方も樋口落ち方宜しからず候由、此の訳下筋の粗朶巻きを残らず取り払いと相成候は、至極の良法に相違これ無く候得ども、両岸の竹木悉く伐り払い候は、其の理これ有るに似て、川床高く相成り候基と申す可く、右竹林の利潤を以つて村々流作地の年貢上納の処、悉く伐り払い候に付き、年貢永の償方無し。況んや其の頃凶歳に逢い村民大いに農に勤め候故、右堤外の流作一円田畠を開き、見通しがけ

いの地となりたる故、冬季に至り西風を以つて田畠の土砂を川へ吹き込み、或は洪水の節流れ込み又川縁り土砂を保つの竹木なれば、両岸頻りに欠け崩れ川幅追々広くなり、川底随つて埋り申し候。右新田畠を開くも民力余り在りて開にあらず、止む事を得ぬ故なれば自然と堤内古田畠手後れとなり、終に荒地の基と申す可し。流作是れ迄竹木を以つて縦横に遮り、其の間に田畠これ有るに付き、土砂を押し流し害なく洪水引き落とし、水澄むに至り清流は川ば流れ、イゴミは両縁の田畠へ止り肥となり、土性年々宜く相成り候処、洪水よどみなき故イゴミ止り申さず却而土砂を押し流し、川床自然と高くなりしなり。古來河流は深くなるを上策とす。是を深くするには水筋を狭ばめ、水勢を烈しくする方利ありと云う。水勢烈しく候得ば、土砂を送り、流水底を掘り深くなる理なり。依つて両岸へ竹木を植え込み欠け崩れざる様するを専要とす。欠け崩され土砂川を埋むの患なし。但し御注意以前迄を新規の御普請所柳を植え候事にふれ、然るを近年一草一本に至迄悉く刈払と相成り、常に欠け崩れ洪水引き落とし候節、惣新田畠之土砂を吸い込み、川床高くなること其の筈と申す可し。右水行直しの事、後人本実の全意を失い、竹木等の水支えなれば、洪水早く引き落とし候訳とのみ考えられ、平水にて川底漸くに埋まり候の害これ有りと、洪水引き落としの際に至り、又一つの害これ有る訳に心付きこれ無きは畢竟江戸住居にて、春秋朝暮河流之模様熟覧これ無き故にや余義もなき次第なり。

中利根川筋第一洪水の引き落とし兼ね候は、此の川分流口より十里余下、布佐川と言う所高台にて括り、徳利の口の如くなれば、其の所の川筋水開き行く様に広げ候共、洪水早く引き落ち候謂れ無し。此の処は高台にて家並みも密なれば、容易に切り開き相成らざる故、其の傍に差し置き候也。其の外落し後に或は広く或は狭く、川幅一様にはこれ無く候。然るを川上雪水除け并竹木の生立を今に厳禁これ有り、村民甚だ難渋に及び候は詮無き事と存ぜられ候。堤外流作地反高の分、春作は毎年相違無く収納を得候故、御改の上高入りと成り、相当の取箇も仰せ付けられたる也。然るを近年川床高くなり、春の雪水にても収納を失ひ候故、止むを得ざる事搔上土を以つて是れを防ぐも尤の事なり。則ち両毛とも失い候ては、年貢の償方もこれ無く難渋至極なり。弥々此の雪水除けを厳禁これ有る上は、反歩の分無高無年貢になし給わるべし。左候得ば、村々異儀は申立難く候、元より洪水の節は雪水除けも、搔上堤も其の上を越え平一

面に押し開き候得ば、差し障り候と申す迄にもこれ無く依つて水利に練達の御役人方は、此の水行直しの事何の詮もこれ無く大いに見込違ひと申し聞け被れ、曾而御差構これ無き也。右詮無しと申すは川上の竹木伐払い聊かの雪水除け等の事にて、彼の川下の漁具取り扱い、其の外湖中の真菰植付けの制禁は吳々も至極の良法也。然るを今に天保度の令を真正直に守り詰め、竹木の生立たるを見て即時に伐り払い申さる時、又聊の搔上土をも見分先々を□□用捨無く目前に取り払い申し付けられ候御役人もこれ有り候。是れを縱令詮無き事なり共、一旦仰せ渡され候御注意を其の専用捨にはならぬ故、善惡を論せず、急度守らせ候との儀に候哉、又は川床高く相成り、却而害になると申す処を、曾て心付これ無く實心より水行の為に宜しき道理と相心得候儀、何れにも詰まる処は、大河の水行宜しくなれかとの御注意にて仁政の大本なれば、重々有難仕合せ素より見込違いは古賢も免れ難く候に付き、何卒前文の訳、御斟分有り候事にこそ、近年村々此の主意に難渋いたし、寄々申し聞け候には、右詮無き御注意にて村々難渋の始末、御奉行様方には曾て御存知これ無く全く下方御役人方の御取計らい、右直訴に申し及び度く如何致し候はば御耳に達し申す可き哉と相願居り候由に候。

一 水行直之御主意以来中利根川入口より下十里程の間、水取りの模様を試みるに、川幅年々広く相成り、百間の処は百五十間或は倍に相成り候場所もこれ有り候。是れは畢竟両岸追々欠け崩れ候故に候。此の欠け崩れ候土砂海迄流れ候には到らず、皆其の崩れ候場所を其の専埋め候間、右欠け崩れ候だけは、川床高く相成候。即ち川幅広き候故平水には出洲のみ高く、其の濬立候処は僅かに通船登り下りの幅だけ位にて流れ、水勢烈敷一方へ片寄り突き当り候筈にて岸必ず欠け崩れ申し候。右欠け崩れ候も竹木を伐り払い、田畠を開き候故に候。此の分にては堤外之地所何十町の広きたり共、残らず欠け崩れ一円川敷と相成る可し。即ち川敷広く相成り候に隨い、川床弥々増し高くなり、洪水増し加わり本田の堤保ち兼ね申す可し。近年御注意に背き、兎角流作地へ雪水除けの搔上堤を築き立て候は、却而水行直之御世話これある故に候。一体元文度川縁り高外に相成り候。地所私領分迄残らず御引上げ受負人へ御渡し水開きを仰付けられ候旨の処、村々難渋申し立て候に付き、其の村限り別段地代金上納地受け

仰せ付けられ、反分或は見取永御附け田畠を開發致す可き旨仰せ付けられ候得共、人力行届き申さずと相見え両岸へ竹木を植え、其の利を以つて年貢上納の処、此の度刈り払い仰せ付けられ候。無據其の後を發返し、田畠を開き候得共、御主意後川床際立五、六尺も高くなり、春の雪水押入り両毛共失い候間、年貢償う可き手段これ無く止むを得ざる事、隱忍し搔上堤を築き候事に相成り候。其の證據は右の主意以前は差して御咎めもこれ無く候得共、搔上堤抔搔上げ候村方は曾てこれ無し。是れ竹木の利潤これ有るのみならず、其の頃は田畠春毛相違無く必ず収納致し候間秋毛は水腐れに及び候てもイゴミを置き候外、翌春豊作なりとて差して憂とせず、素より其の田畠町数今三分の一なるべし。依つて搔上堤を築く事は、曾てこれ無く候キ、又鬼怒川筋は差して水行直之御世話もこれ無く、竹林伐払いも致ざる故、川床一拾年前に相替わる儀これ無く、利根川とても栗橋より上は川床差して高くも相成らず、却而水行直之御世話これ有る中、利根川は川床高くなり、洪水引き落とし方二三拾年以前に比べ候得ば、至つて遅く相成り、數日相湛え樋口閉じ置き候に付き、本田水腐れ捨て候地夥しく、水行直之御注意以後何方の耕地も水腐れ町数倍に及び申し候。是れは則境河岸より下、中利根川筋川床高く堰を設置候姿にて落ち方宜しからず候に付き、上筋縫令川床高く相成らざるもやはり引落方違い相成り候道理に候。畢竟天保之度、嚴重の御注意仰せ渡され候も、洪水に臨み、田畠水腐れの患を御救いの御注意に候得ば、此の上無く有難き仕合せに候得共、右洪水に臨みての災いは、平水の仕方にこれ有りと申す処の御工夫と相成り度く候。素より堤保ち難く押切おされ候程の洪水は稀にて、川床高くなり平水にての水腐れは毎年に候て、第一此の平水の憂いを相除き申し度く候。但し、中利根川筋のみ水行直之御世話これ有るは、江戸川への流れを省き候様にとし、御注意成るべけれども、却而江戸川の洪水増し加わり申す可き道理に候。其の證據は、中利根川の方境町より下、川床御主意以来、際立ちて高く相成り候故、関宿城裏の逆川頻りに掘れ、平水江戸川への流れ列敷く相成り申し候。然るに此の逆川増水に相成り候得ば、御関所落しの両杭出にて水を括り候間、前々よりいつも堤三・四分以上には、權現堂川の水に押し返され、中利根川の方へ逆流致し候處、近年其の逆流のなり方遅く、五・六分以上にこれ無くては逆流に至り申さず、是れ中利根川の川床高く相成り支え候故に候。又一つには文政度、立野和田の角

へ百間余り杭出し御普請これ有り置洲出来候に付き、是れ又洪水に臨み候では江戸川の水を省き候為には宜しからず候。両策とも毛を吹いて疵を求むとやらないにひとし。右逆流になり方は遅く候得共、やはり中利根川の洪水夫れだけ低くなり候訳にも至り申さざるは、畢竟右川床だけは深きへ満ち申す可し。水丈けを横幅へ広げ候迄にて、七・八分の水は却而八・九分にも当り申す可し。殊に川床高くなり幅広に開き候水は、忽ち樋口へ湛え候故、本田水腐れに及びて害少なからず候。古書にも「山ハ茂リ川深キヲ以テ地之利ヲ尽クス之上策。」とこれ有り、古より水開きを広くなし、洪水を通す事は承り及び申さず候。何れにも水行直之御主意以来、洪水引き落とし方、却而一日も二日も遅く相成るは、現然勞して功無き證據と申す可く候。此の上刈払の嚴禁を相止め、竹木植立てを御用捨これ有り候ば、両岸の欠け崩れも相止み、川床掘れ候様相成るは必定と存じ被れ候也。

寛文度の御触に諸国川筋押し埋り、水行惡敷相成り候間、川通りの附洲・寄洲を新開に取り立て候儀は申すに及ばず、葭・真菰等植出候儀堅く仕る間敷との儀は畢竟往古より川筋何間と相成り居り候川幅の内へ、水詰りし模様にて、附洲・寄洲出来候を新開に取り立て、或は葭・真菰等植え出し申す間敷との儀にて、至極の御主意と存じ奉り候。其之訳は古の利根川押埋り川敷尽候により、元和七年今の中利根川をひらき、新川にて深く、水行も宜き候間、其の当分は出水の憂もこれ無き歎五六拾年を歴て、瀬の川床高く相成り出水田畠へ押し出し候間、両岸へ搔上堤を築き始め候也。既に總州関宿城下より下、葛飾郡・猿島郡村々の堤を、寛文十二年(一六七二)始めて築立候趣に候。勿論田畠へ少々づつ押上候水先を支え候迄に候。地理の模様・地盤の高低に隨い、一二尺づつ築立候故川縁りへ直に築立候もこれ有り、又、川縁りを遙かに退き候もこれ有り、遠近不同に候。然る処猶又年歴相立ち出水追々増し加わり候に隨い、既に築立これ有る分は増築又は夫れ迄堤これ無き場所に新築致し候に付き、是れは何年彼れは何年の新築と村々申し伝え居り候。則ち川縁りより一里も、其の余り隔り候場所を、數拾町の田畠堤外に相成り候間、匪直し申す可き苦に候得共、一旦築立候堤敷の人夫益無きに相成り候を惜しみ候て、最初の堤のみを築き増し候と相見へ申し候。依つて川幅僅か七八拾間にして両縁共直に堤敷もこれ有り、又は両縁共一里余り引き退き堤築立候場所もこれ有り候。然るを其の一里

も一里半も隔り候地先迄、川寄分の水開きなりとて竹木伐り払い、聊かの搔上げ迄も取り払い申す可しとの儀は、洪水に臨み、其の水既に平地へ溢れ出で候上の論と相聞候得共、両縁共高台或は直に水ぎわより堤にて括り、川幅到つて狭く、又は両岸一里余打ち開け候場所もこれ有る処、其の狭き口を切り開き候にもこれ無く、只古来の堤これ有る場所へ暫時の間洪水を溜め込み候迄の手段にて、本体の川筋深く水行宜く相成り候様にとの術とも相聞申す可し。殊に右川筋両縁の堤敷或は高台迄は何百町隔り候共、川敷の分なりとて反高は勿論、古検地の田畠たりとも入口口迄聊かの搔上も取払いの御注意は、寛文度の御触れとも其の趣に返り候様存ぜられ候。尤も水災さへ薄く相成り候へば、法の新古は元より論ず可きにはこれ無く候得共、竹木を悉く伐り払い候に付き、両岸限りもなく欠け崩れ、川幅前後平均百間余りも広がり、川床際立ち四・五尺も高く相成り、夫れより水災弥増し村々の難渋申し尽くし難く候。

一元文度（一七三六～一七四〇）流作地御改これ有り、其の節の絵図面にこれ無き堤は、取り払いさせ申す可しとの高論これ有るの由、然らば川筋を元文時代の川床に返し給ふ事これ無し。さすれば縱令堤取り払い候とも水災は冠り申さず（但し日記に附きて考るに、元文頃の川床は、嵩今の川床より凡そ一丈五・六尺も低かるべし。）右元文前後迄に新堤築き立て候儀は百年前の事故、暫く差し置き、既に川縁りにて地盤高き近年迄、堤これ無くても相済む事に候分所々又これ有り候処、天保度（一八三〇～一八四三）水行直之御主意以来、川床俄かに四・五尺も高く相成り、出水高台へ押し上り、田畠一円水開と相成り候に付き、余儀無く二・三尺づつの新堤築き立て候もこれ有り候。尤も流作にはこれ無く一円本田にて、往古より出水に差し構えられ無き場所如此に至り申し候。然るを新堤御制禁なりとて、打ち捨て置き候では、もえ附候火をながめ居り、消ざるも同様にて、其の村水災を冠り候のみな意は何の為に候哉、村々御救いの為なるべし。然るに其の法を以つて川床高く相成り、洪水増し加わり候ては、恩愛却而警あたとなり、村民悲歎に沈み申し候。則川床高く相成り候得ば、平水にも村々の悪水落し兼ね、樋口閉じ切り同様にて、荒地弥々増し上下の損毛莫大なるべし。因つて寛文度の御触れ通り川幅内の寄洲・附洲出来申さざる様、葭真菰等植え出し堅く御制禁、川幅

外の両岸竹木は勝手次第植立苦しからざる旨仰せ渡され候はば、両岸の欠け崩れも相止み、自然川床掘れ水災追々薄く相成る可し。既に前にも述る両岸の堤は、川床高く相成り候に隨い、余儀無く新築のヶ所も殖え候故、水災さへ薄く相成り候得ば、能く能く申し付けられ候ても、新築致す者はこれ無く候。譬えば川床五尺低く相成り候得ば、是れ迄一丈余の堤は、六・七尺ても相済候て、二・三尺の堤を皆不用に属し申す可し。元より川通り両縁堤の間広狭不同に候処、洪水に臨み限り無く水嵩を其の空地へ淀ませ候とて、川途筋の狭きヶ所をすべて切り広げ申さず候ては詮無き儀故、雪水除けの搔上堤等は、以後用捨これある方然る可きと存じ奉り候迄にて、洪水は上越しいたし候間子細これ無し。則ち小水はすべて川幅外へ溢れ申さざる様にいたし候得ば、水勢烈敷き其の度に川床掘れ、水行直之助けと相成り申し候。内実中利根川の方のみ頻りに御世話御座候を考え候得ば、江戸川口の水勢を省き候御主意専務に相聞き候得ば、却而其の御主意を以つて、中利根川の入口境町より下、川床堰を設け候姿に高く相成り、江戸川への分流弥々烈敷く現然模様変化致し候て、右水勢を省き候為にも相成らざる御主意の御見込、愚存の者には曾て相分り申さず候。但し往古和漢共新川をすべて干し候は、水源より流末迄人力を以つて掘り候にはこれ無く、高床高く相成り川敷尽候得ば、又低敷へ水筋を移し水勢を以つて自然に深くなり候様掘り候事の由、既に利根川古代より以上三度相替り、右水勢を以つて掘り候證據を今の利根川元和七年（一六二二）にひらき、五六拾年の間は川床至つて低く、出水の憂いもこれ無き程に深く候得ば、右の溜り揚土両岸に山をなし、如何なる大堤にも出来申す可きを其の揚土これ無き故、五六拾年の後築立候堤、川縁りを退く事数百町にして築立、或は川岸へ築立、又は数百町隔たる場所、自然の高台にて堤もこれ無く、其の高台迄の間は真ツ平にして、地窪なる平地もなし。然者水道を窪地へ導き、僅人力を添へ、水勢にて掘り為し土砂を流末へ送り流し候證據現然たり。

右を天保度（一八三〇～一八四三）水行直之御主意却而害と相成り候訣を論じ候迄にて、一体此の川筋洪水の患を除き候策別にこれ有り、差して成し難き事にもこれ無く、水利に長じ候者は常に相唱之候儀故憚りて記さず。

一江戸川の流れを省き、中利根川へのみ流し候工夫にて、天保中権現堂川と赤堀川分流の角栗橋地内へ、水刎杭出百五拾間相極め申し候処、川幅を括り候に付き、激して掘れ中利根川の方へ吐かんとする水、却而江戸川の方へ流れ強く相成る見込み大いに相違せり。右杭出し為ざる前は、権現堂川の方浅瀬に成り、渴水にては徒渡徒渡者にもなるべき程に候処、一旦右水刎杭出しにて掘り候に付き、同所より関宿御関所前迄、権現堂川筋二里余川床下り、水流順になりたり。依而洪水に臨みても江戸川の高さ、天保築より水嵩増になりたり。但し、彼の杭出し七八年以前は入用を以つて抜き去り候得共、一旦掘れ候故以前に立ち戻り申さず、今に江戸川の方へ流れ強く、通船は支これ無く便利になりたり。然る時は境河岸へ大杭出にても打ち出し、流をせばめ、其の上搔上堤を以つて、内水策を凌候て、出水ごとに川床掘り返し申す可し。又、竹木の植付を御免じこれ有り候得ば、両岸の欠け崩れも相止み、洪水に臨み江戸川の流れを省き候ためにも宜しかるべし。

以上「水行直之論」について読み下しをしてみた。随庵は藩政時代には主として領内の湿地・低地の冠水し易い地域の、治水土木事業に係わつて來た。所謂内水（湛水）をどの様に排除し、豊かな生活の場を確保するかについて、常に考えをめぐらしていた。もともと関宿城は平城であり、周囲は土塁を以つて防禦壁としていたこともあつて、雨量の多い季節には、城内に水が溜り、時に藩士の家が床上迄浸水の害を受ける事が度々であつた。この城内の内水を吐き出す方策として、悪水落堀の開削が隨庵の治水土木に関する動機づけになつたと考えられる。城内から城下へそして領内の低湿地帯へとその活動は拡大していくと推察出来る。所謂内水対策である。この考え方は水の流れ方をあくまでも自然流を基にして策を立てている。この基本的考え方が利根川の東遷事業に対しても隨庵一流の考え方として、水行直之論の基礎概念となつてゐる。

水行直之論については、嘉永六（一八五三）癸丑年記すとあることから、「関宿用悪水堀」の完成以後（関宿用悪水堀・嘉永元年（同三年）に書かれたものである。更に、「利根川縁水開刈払之論」を書き、利根川縁辺の村々が水害の影響を受けないためには、どの様に利根川を管理して行く可きかについて述べる。結論的に其の論旨は川床が上昇することを防ぐ為にはどうすべきかについて、巨細に述べたものである。

関宿の悪水落堀際に明治三十八年（一八九五）に建設された、「船橋隨庵先生水土功績之碑」に隨庵先生について次の様にその人柄を、述べている。「天降偉人 隨翁茲息」文意は「天が我が子として、関宿の水害を治める使徒として、降されたのではなかろうか」、隨庵はその為寝る間も惜しんでとびまわり、大いにその仕事を尽くしたとあり、隨庵は又学問は学問として、生長させるのではなく、これを実践することに、本末の学問があるという強い信念を持っていた。いかに豊かな学識を持つていても、実践されなければ無意味であるとしている。又百姓を愛することも深く、藩領の小山・長須の低湿地を悪水落堀を完成させた時の、老婆の一語によつて知ることができる。即ち百姓を苦しめてきた湛水水腐田畠を美田畠となし、用水堀は常に清流が流れ、周辺の田は稻の穂が豊かに垂れ、里人はここで釣りや網打ちをして楽しみを知る可きである。

隨庵が民の幸せを願うことに、治水土木の研究と実践に生涯をかけ、明治維新を迎え、その学識の深さと実践力を高く評価され、明治政府に迎えられようとした時、古今田制通考十数巻・度量衡解・班田論等を奉り、老を以て固辞し、明治五年四月九日永眠・年七十八歳であった。

船橋隨庵の著作の紹介は一応今回で不十分であるが仮にまとめ、充電後取り組みたい。

註

・老婆の一言「百年この方米のとれなかつたこの地方で米がとれる様になつた有難いことである」

（客員研究員）